

路線の休止又は廃止に係る法手続き関係法令

◇道路運送法（抜粋）

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあっては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行つた場合における旅客の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見の聴取の結果、第一項の届出に係る事業計画の変更の日より前に当該変更を行つたとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該一般乗合旅客自動車運送事業者に通知するものとする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る事業計画の変更の日を繰り上げることができる。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定により事業計画の変更の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

◇道路運送法施行規則（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

第十五条の五 法第十五条の二第一項の規定により、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 休止又は廃止しようとする路線
- 三 休止又は廃止の予定日
- 四 路線の休止に係る場合は、予定する休止の期間
- 五 休止又は廃止を必要とする理由

2 前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

- 一 休止又は廃止しようとする路線の路線図及び現況を記載した書類
- 二 その他地方運輸局長が公示する事項を記載した書類

3 法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

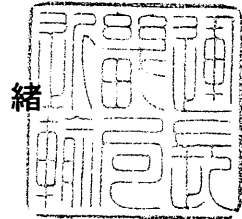
制定 平成13年12月27日 近運旅一公示第46号
改正 平成14年 7月10日 近運自一公示第 5号
改正 平成17年 7月 4日 近運自一公示第 8号
改正 平成18年 9月26日 近運自一公示第16号
改正 平成24年 2月27日 近運自一公示第12号

公 示

道路運送法施行規則第15条の4の規定に基づき「旅客の利便を阻害しないと認められる路線」を下記のとおり定めたので公示する。

平成24年 2月27日

近畿運輸局長 石 津



記

1. 道路運送法施行規則第15条の4第3号の旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める範囲は、次の各号とする。
 - (1) 高速バス路線（50km未満の利用が可能なものを除く。）を休止又は廃止する場合
 - (2) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴い路線を休止又は廃止する場合
 - (3) 定期観光路線を休止又は廃止する場合
 - (4) 路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置されたものに限る）において協議が整った場合
 - (5) 休止後1年間を経過した路線を休止又は廃止する場合
 - (6) 休止又は廃止する区間が、300メートル以内の路線である場合（当該区間に係る運行系統に関し、過去1年間に当該基準に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。）

- (7) 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道及び道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を含む。）があり、休止又は廃止する区間内における全ての停留所から300メートル以内に当該並行路線の停留所又は駅が存在する場合
- (8) 付替路線（関係市町村の要望又は停留所の位置の変更が300メートル以内のものに限る。）の開設に伴い路線を休止又は廃止する場合
- (9) テーマパーク等への路線のうち、沿線住民の日常的な利用がないと認められる路線を休止又は廃止する場合
- (10) 午前0時から午前4時の間のみの運行を行っている路線を休止又は廃止する場合

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降当局管内の各陸運支局において受付けた届出について適用する。

附 則（平成14年7月10日近運自一公示第5号改正）

この公示は、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成17年7月4日近運自一公示第8号改正）

この公示は、平成17年7月15日から適用する。

附 則（平成18年9月26日近運自一公示第16号改正）

この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成24年2月27日近運自一公示第12号改正）

この公示は、平成24年3月1日から適用する。